



序章



序－1．計画の目的と位置づけ

1 計画の背景

(1) 前計画策定以降の社会経済情勢の変化

前計画策定以降、少子高齢化・人口減少の急速な進行など、本市をとりまく社会経済情勢は大きな変化を見せています。

少子高齢化と人口減少

- 人口が減少基調に転じ、社会が成熟化しつつある中で、都市づくりのあり方も従来型の拡大路線から、「選択と集中」による質的な向上が求められており、都市計画に課せられた役割も大きく変わってきています。

地球温暖化問題の深刻化

- 地球規模での異常気象の発生や生態系の変化等の影響が顕在化しており、地球環境の保全に資する温室効果ガスの低減や循環型社会の形成に向けて、都市や生活のあり方を見直す必要性が強まっています。

都市間・地域間格差の拡大

- 経済のグローバル化や構造改革は、大都市圏と地方との間に雇用などの様々な格差をもたらしています。地域経済は厳しい局面を迎えており、産業基盤等の見直し等による効率的な都市経営が求められています。

価値観とライフスタイルの多様化

- 多様な価値観や心の豊かさが、人々の暮らしの重要な要素として欠かせないものとなっており、多彩な都市活動を創発する舞台として都心空間を磨いていくことが求められています。

地方分権改革の進展

- 国による地方への権限移譲など地方分権が推進され、自立した自治体においては、自己責任のもとで自主的、自律的に行政を行っていくことが求められています。

市町合併

- 市町合併による行政区域の拡大により、高速道路網・新幹線・港湾・空港といった広域交通機能、豊かな自然環境や地域独自の伝統・文化といった地域資源の連携など、総合的な都市運営が求められています。

(2) 都市計画制度の見直し

平成 18 年に「コンパクトなまちづくり」のより一層の推進を目的として都市計画法の一部改正が行われました。現在も、今後の人口減少・超高齢社会に対応するため都市計画法の見直しが検討されています。

2 計画の目的

本計画は、都市計画法第 18 条の 2^{*1} の規定に基づいて策定する計画であり、本市の都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。

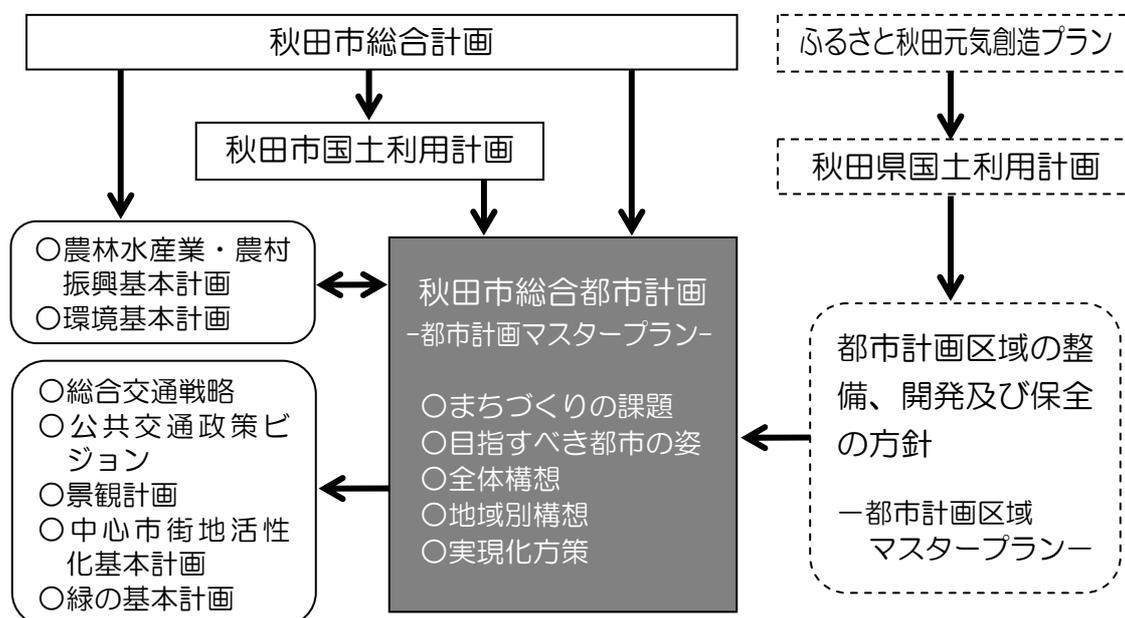
計画では、市全体のまちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立するとともに、7 地域のあるべき市街地像を示し、地域別の課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かく、かつ総合的に定めます。

3 計画の位置づけと構成

(1) 計画の位置づけ

- ・都市計画法による法定計画(都市計画マスタープラン・義務規定)
- ・将来ビジョンを定めたまちづくりの総合的な指針
- ・市民と行政が一体となってまちづくりを実現するための計画

【主な上位・関連計画との関係】



(2) 計画の構成

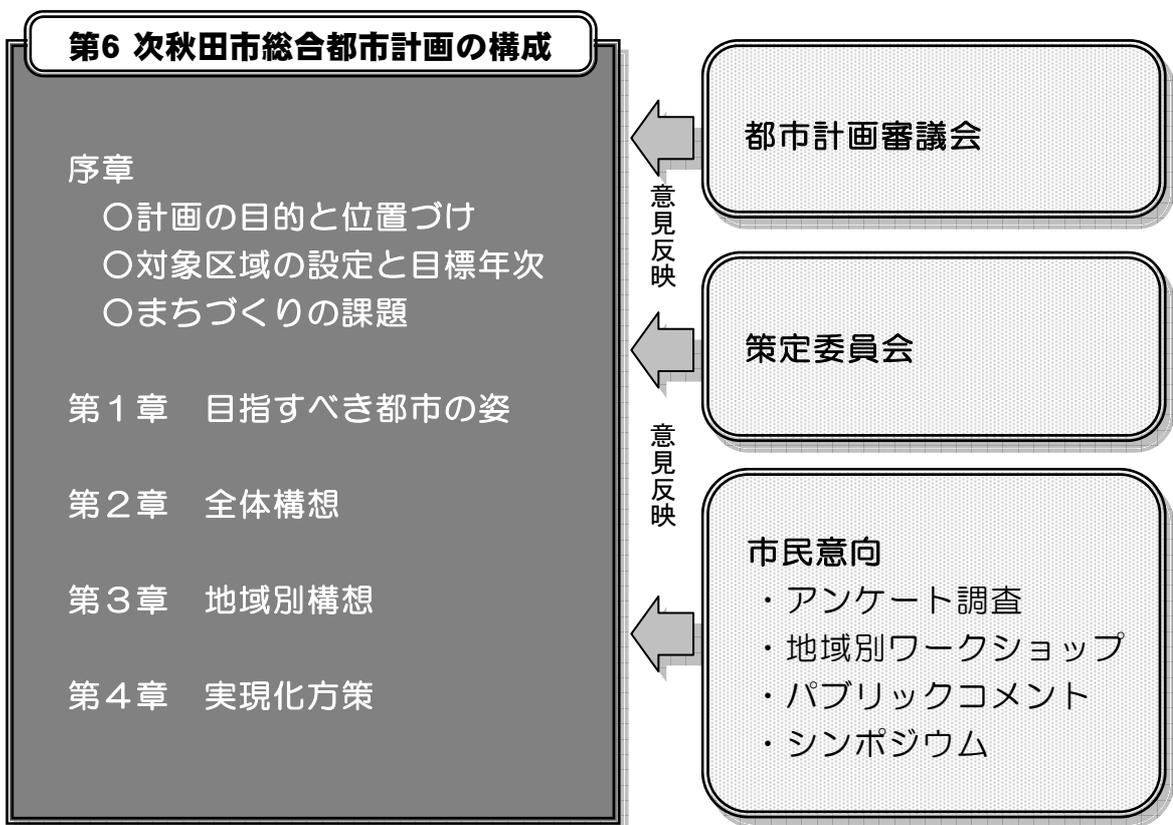
本計画は、都市計画審議会や策定委員会での意見、アンケートやワークショップ等で把握した市民意向等を踏まえて策定したものです。内容は「目指すべき都市の姿」、「全体構想」、「地域別構想」および「実現化方策」で構成されています。

目指すべき都市の姿では、まちづくりの基本理念とともに、将来都市構造等を示します。

全体構想では、将来都市像を実現するための主要課題や課題に対応した整備方針等を示します。

地域別構想では、中央、東部、西部、南部、北部、河辺、雄和の7地域について、地域のあるべき市街地像や実施されるべき施策等を示します。

実現化の方策では、全体構想、地域別構想で描いたまちづくりを具体化し、実現していくための方策や、市民・行政における体制づくりの方針を示します。





序－２．対象区域の設定と目標年次

1 対象区域の設定

本計画は、都市計画マスタープランとして都市計画区域を重点的に扱いますが、都市づくり全体に目を向けた総合的な指針として、都市計画区域外の農地や森林地域を含む秋田市全域を対象とします。

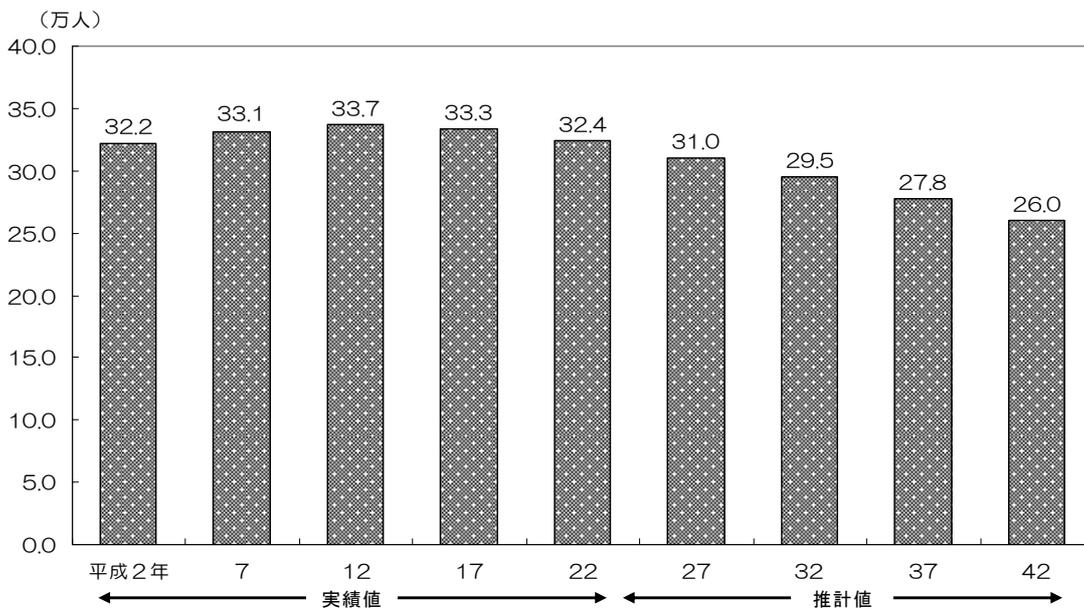
2 目標年次

目標年次は20年後の平成42年(具体の整備は10年後の平成32年)とします。また、目標年次において見込まれる人口、世帯数は以下のとおりです。

(1) 人口

人口については、今後とも減少し続け、平成32年約29.5万人、平成42年約26.0万人を見込みます。

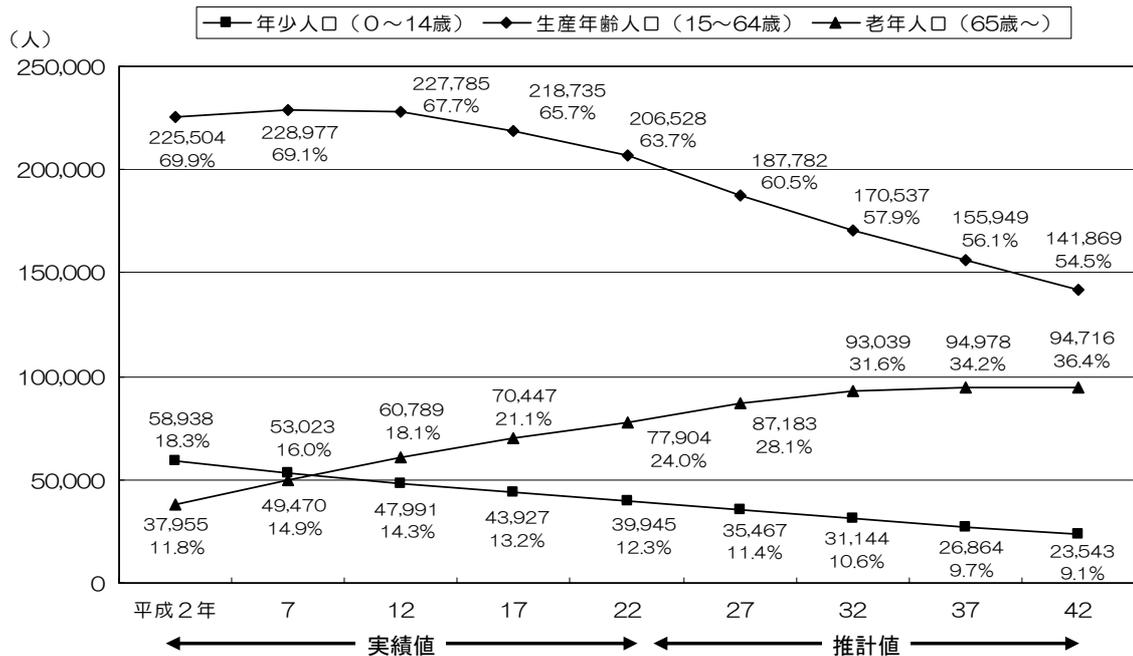
【秋田市の人口推計】



(2) 年齢別人口フレーム

年齢別人口については、今後とも高齢化が進み、65歳以上が平成32年に31.6%、平成42年に36.4%になると見込みます。

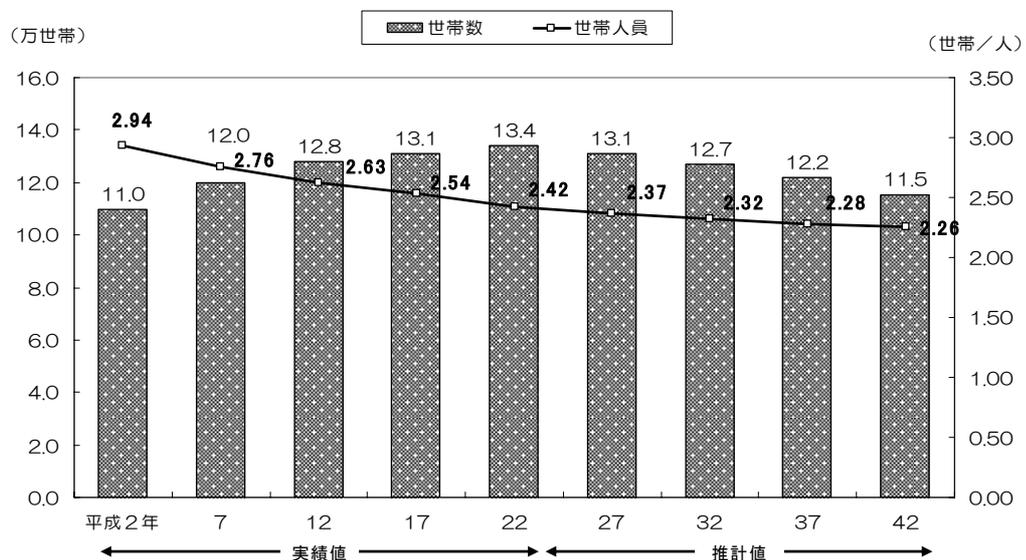
【年齢別人口の推移】



(3) 世帯数

世帯数については、平成22年頃をピークに減少に転じ、平成42年に11.5万世帯になると見込みます。

【世帯数推計】



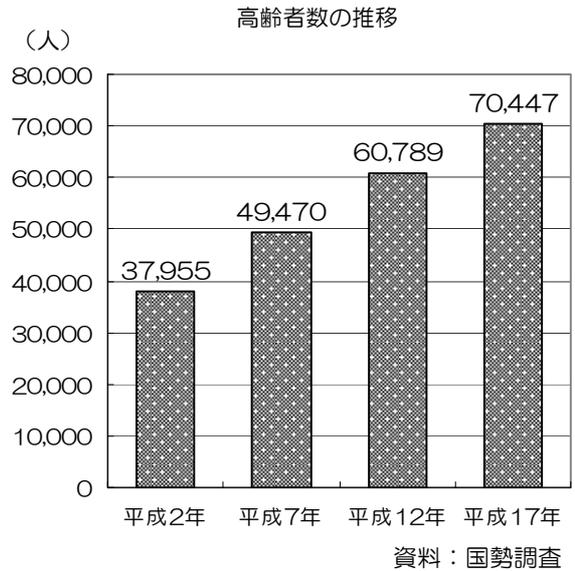


序-3. まちづくりの課題

(1) 社会環境の変化への対応

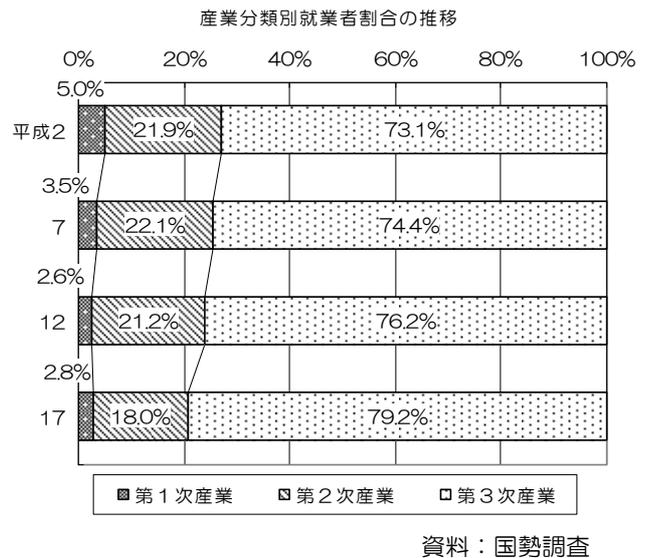
① 人口減少、少子高齢社会への対応

- ・全国的な人口減少が進む中で、本市においてもその傾向が顕著であり、また、平成2年から17年にかけて高齢者は増加傾向にあり、将来的にも一層の高齢化が進むことが推測されます。これらの変化は、今後、市民生活や経済などあらゆる面から、都市の持続性に影響を及ぼすことが懸念されます。
- ・都市としての持続性の確保とは、将来世代のニーズを損なうことなく、現在の世代のニーズを満たすことであり、今後の社会経済情勢を見据えて「生活の質(QOL)」の維持・向上を図る必要があります。



② 産業構造の変化への対応

- ・本市の産業構造は、第1次産業の就業者の割合が比較的低く、第3次産業の就業者が全体の8割近くを占めるという構造にあります。本市の経済を支えてきた卸売・小売業、製造業は、近年の経済情勢の影響もあり、商品販売額、製造品出荷額などが減少する一方で、福祉、情報関連の部門の拡大が見られるなど、産業構造が変化しています。
- ・産業構造の変化への対応は、全国的な課題でもありますが、地方の都市政策としては、市民の生活を支える地域産業の活性化であり、土地利用施策などを結びつけた総合的な都市経営の確立が求められています。

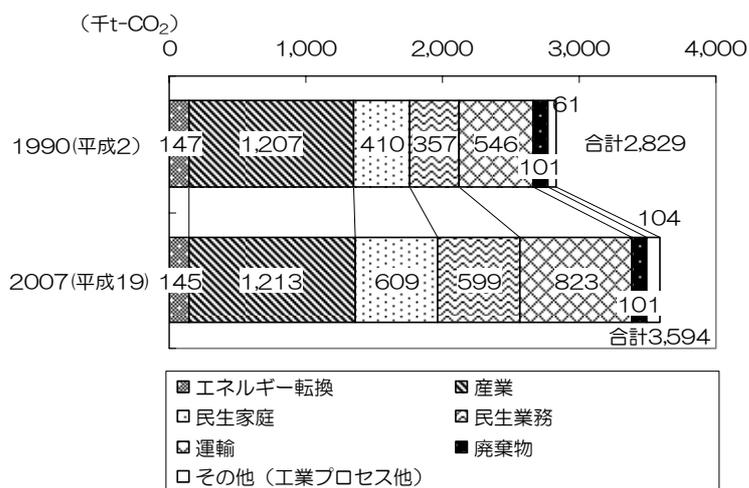


(2) 地球温暖化、環境負荷の増大への対応

- 日常生活や経済活動等によって排出される二酸化炭素（以下、CO₂という。）などの温室効果ガスの増大が原因とされる地球温暖化への対応が、喫緊の課題となっています。

- 本市のCO₂排出量は増加しており、その中でも運輸部門の増加が顕著になっています。自動車交通の依存度の高い本市においては、運輸部門におけるCO₂の排出抑制など、環境負荷の低減に向け、市民、事業者、行政が一体となった取組が求められています。

秋田市の温室効果ガス（CO₂）排出量部門別構成比



資料：秋田市地球温暖化対策実行計画

※1990(平成2)年から 2007(平成 19)年における本市の二酸化炭素の排出量は、27%の増加となっています。1990(平成2)年、2007(平成 19)年の森林吸収分は、それぞれ 48 千t-CO₂、140 千t-CO₂となっており、その分を除けば 24%の増加となります。

(3) 規制強度の違う二つの都市計画区域の取扱いの検討

- 市町の合併後においては、同一の都市圏を形成している場合、一体の都市として総合的に整備、開発および保全を行うことが望ましいとされていますが、本市においては、線引き、非線引きと規制強度の異なる二つの都市計画区域が隣接しています。
- 土地利用規制の不均衡による住民の不公平感や、将来にわたり無秩序な開発の広がりを回避するためには、都市計画区域のあり方を検討する必要があります。



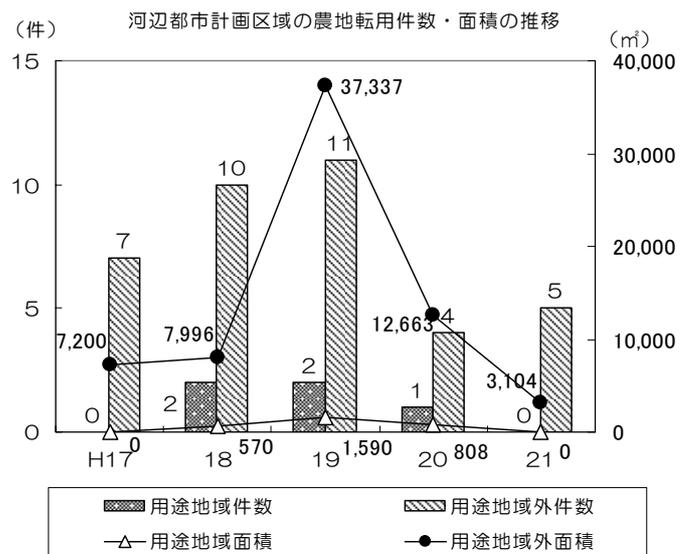
(4) 各地域の土地利用のあり方

① 市域全体について

- ・ 森林と農地で市土の約 8 割を占めており、その中には太平山県立自然公園や番鳥森自然環境保全地域などの貴重な自然環境が豊富にあります。各種法制度に基づき適正な維持管理を行い、バランスのとれた市土を形成していく必要があります。
- ・ 特に高齢化や後継者不足などにより、耕作放棄地や維持管理の行われていない山林の増加が懸念され、農地や山林の持つ生物多様性や国土保全などの多面的機能への影響と、その延長線上にある都市としての環境的持続性の確保に向けた、適正な維持管理と都市部と農村部の新たな連携構造を確立する必要があります。

② 都市計画区域について

- ・ 都市的土地利用の規制・誘導という点から見ると、秋田都市計画区域における市街化区域と市街化調整区域の線引き制度は効果を上げています。しかし河辺都市計画区域(非線引き)においては、近年、用途地域外での農地転用が見受けられ、居住環境や田園・自然環境の保全の観点から適正な土地利用誘導の検討が必要です。

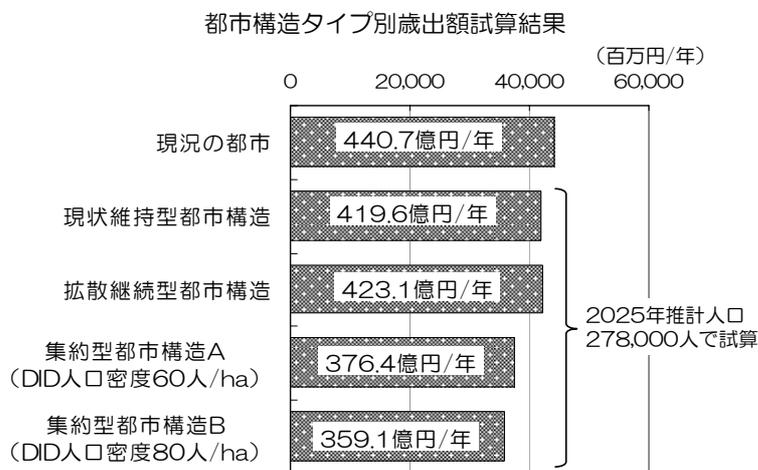


資料：都市計画基礎調査

- ・ 用途地域指定との関係を見ると、商業系用途地域においては、商業用地としての利用よりも住宅地としての利用が中心となっている地区もあります。今後の人口減少や商業販売額の落ち込みを踏まえると、現行の土地利用と用途地域指定の適合性について重要な課題として捉える必要があります。

(5) 人口の低密度化、行政効率の低下への対応と持続性の追求

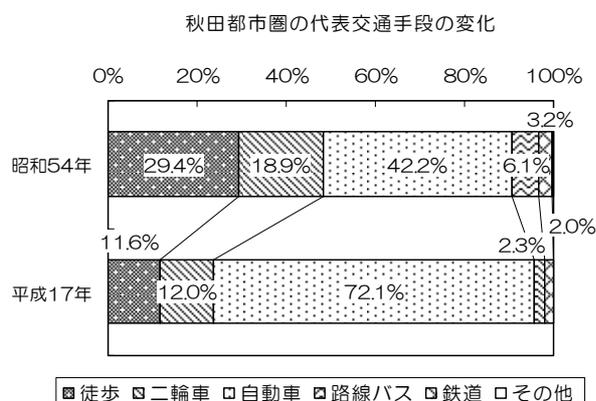
- 人口減少および高齢社会の中で、DID^{※2}が拡大し、低密度化が進行すると、道路や下水道、教育施設やバス交通網など、都市機能の維持・更新などにかかる都市経営コスト^{※3}が増加することが予測されます。
- 今後、市街地人口の低密度化が進行すると、空き家、空き地の大幅な増加、さらには「高齢化等集落」の発生など、個人では解決が困難な問題の顕在化が懸念されます。
- 都市計画道路や公園、公共下水道などの都市施設の面においては、特定の箇所についての課題はあるものの、全体としては充足傾向にあり、行政効率の面から考えると、今後は都市施設等を含めた既存ストックの活用を結びつける取組が重要になっています。



資料：都市計画課

(6) マイカー依存の高まりによる交通渋滞や公共交通への対応

- 市民の交通手段については、自動車への依存度が高まっており、バス利用者の減少が進むと、赤字路線・系統が一層増加し、現在のバス路線網の維持が困難になることが懸念されます。
- 移動手段の公共交通への転換には、自動車利用の抑制と一体となった鉄道を含めた公共交通のサービスの向上とともに、新たな都市構造の構築との連携も重要になります。鉄道については、駅の結節点機能の強化が重要であり、バス交通との更なる連携が必要です。



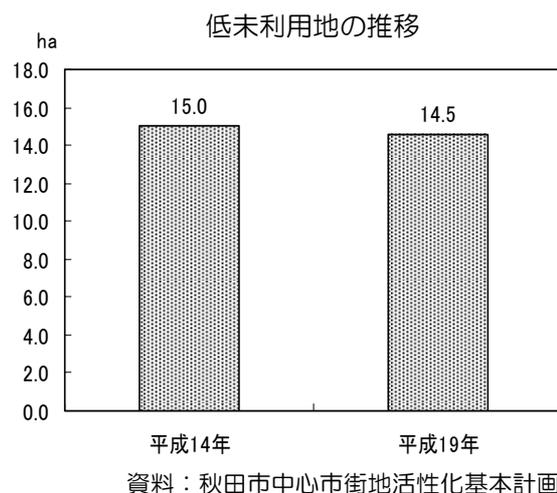
資料：S54 パーソントリップ調査^{※4}

H17 簡易パーソントリップ調査

- ・また、超高齢社会への移行を見据え、市街地全体の歩行空間をより安全で快適なものにしていく必要があるほか、環境面や地域活性化の面からも、鉄道駅や地域中心の周辺を中心に自転車の利用環境も整えていくことが重要です。

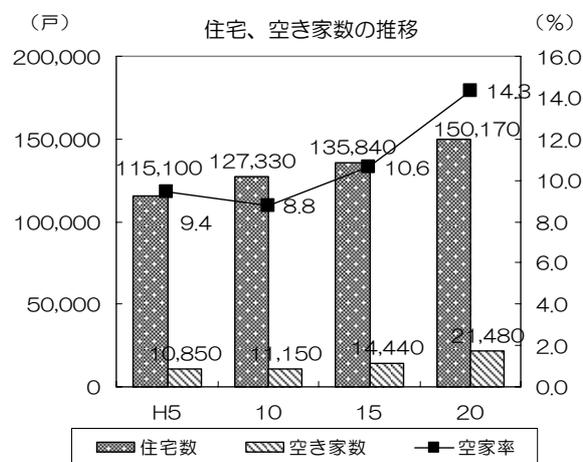
(7) 中心市街地^{※5}の空洞化への対応

- ・中心市街地の空き地や平面駐車場などの低未利用地は減少傾向にありますが、依然1割以上が低未利用地のままとなっています。現在、秋田市中心市街地活性化基本計画（平成20年7月内閣総理大臣認定）に基づき、広域都市圏の中心にふさわしい高次都市機能の再集約と生活支援機能の誘導・強化、街なか居住の推進を図っており、それぞれのプロジェクトの推進とともに、持続性を確保するため、エリアマネジメント^{※6}も視野に入れて展開する必要があります。
- ・また、来街者を呼び込むためには、地域の魅力づくり以外に、交通の利便性の向上も重要であり、鉄道、バス・タクシー等の乗り継ぎをはじめ、歩行環境や自転車の利用環境などにも配慮が必要です。



(8) 自然災害、犯罪等への対策

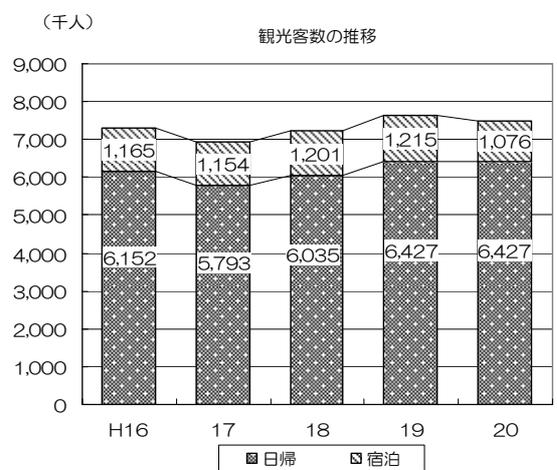
- ・住宅の密集した地区やハザード・リスクの高い地区(災害の発生の可能性が高い地区)も見られ、自然災害からの被害を最小限に食い止めるためにも、狭隘道路の解消や家屋の耐震・耐火化の促進、避難場所・避難路の充実、洪水調整等の役割を果たす緑地の保全など、都市の防災性能の向上を総合的に進める必要があります。



- ・地域によっては、空き家率の上昇が地域コミュニティを弱め、犯罪を誘発しかねないと不安視されています。防犯のための基礎的な活動単位となる地域コミュニティの育成を図りながら、市民の定住化や空き家への住み替えを促進するなどにより、地域ぐるみでの防犯力を強化して、安心して住み続けられる居住環境を整備することが求められています。

(9) 自然や文化の継承と新たな秋田らしさの追求

- ・市内には太平山から続く広大な丘陵部、海岸部の緑、雄物川、市街地周辺の樹林地や農地などの美しい郷土景観、自然環境が広がっており、その保全と継承が求められています。
- ・市街地内では、新屋表町通りにおいて、住民が主体となって、歴史や水と緑を活かした景観づくりが進められており、このような地域ごとの特性にあった景観づくりの展開により、秋田らしさや個性を創出することが望まれます。



資料：秋田県観光統計

- ・観光客数は近年横這いで推移していますが、本市固有の自然や文化は、観光資源でもあり、交流人口の拡大とともに都市としての活性化につながるよう、観光客など来訪者の滞留や回遊の仕組みを整えていく必要があります。

(10) 前計画の評価

- ・旧秋田市を対象として策定された、前計画となる第5次秋田市総合都市計画(目標年次平成32年)では、目指すべき都市の姿を『にぎわいとおいしいのある快適環境都市あきた』に定め、まちづくりの目標として「優しさと安全・安心で文化的な生活環境づくり」「活力と魅力にあふれた都市空間づくり」「人とまちと自然環境が共生するまちづくり」の3つの目標を掲げました。
- ・また、この目標の実現に向けた取組として、8つのまちづくりポイントと、各ポイントに対応したまちづくり重点事業を位置づけ、これらの事業を通じた市街地形成の目指すべき方向として「コンパクトで成熟した市街地形成」を掲げました。

- ・このまちづくりポイントごとに設定した重点事業について、現時点での進捗・成果を評価すると、次のように整理できます。

【まちづくりポイント1】 県都秋田市にふさわしい中心市街地づくり

- ・秋田駅東拠点地区の土地区画整理事業や魅力ある都市景観の形成に向けた景観法に基づく景観計画の策定など、一部事業は完了していますが、それ以外の事業については現在進行中もしくは未着手となっています。
- ・民間マンションの建設などにより、中心市街地の定住人口は回復基調にありますが（平成12年：3,204人→平成19年：3,381人）、核となる駅前の市街地開発事業が未完了であり、商店街の空き店舗活用も進んでいないなど、十分なにぎわいの回復には至っていない状況です。

【まちづくりポイント2】 都市活動を支える快適な交通ネットワークづくり

- ・秋田中央道路等の骨格的道路網の整備が進められ、都市計画道路の整備率も着実に上昇していますが、一部路線で混雑時平均旅行速度の低下が見られるなど、有機的な道路体系構築については、今後も大きな課題となります。
- ・本市交通結節点の中心となる秋田駅においては、デッキや東口駅前広場の整備が完了し、交通利便性の向上に資する環境づくりが進められていますが、その一方でバスの利用者が著しく減少しており、公共交通の利用促進に向けた施策展開が求められています。

【まちづくりポイント3】 地域の個性創出と活性化を促すまちづくり

- ・地域の核となる市民サービスセンターが西部地域で竣工し、現在も北部地域で整備が進められています。
- ・拠点地域（東通、新屋、御所野、土崎）の小売業店舗面積が増加するなど、商業集積の成果も見られますが、地域住民の満足度を得るには不十分な状況です。今後も、地域特性に応じた機能立地の誘導と個性ある地域づくりは大きな課題となります。

【まちづくりポイント4】 安全・快適で環境に優しい居住環境づくり

- ・地区計画の指定や緑地協定の締結、安全・安心なまちづくりに向けた自主防災組織の設立など、今後の良好な生活環境形成に向けた素地づくりには一定の成果が見られます。また、生活を支える下水道や総合公園等の整備率も着実に上昇しており、引き続き、計画的かつ円滑な整備が求められます。

- ・ 一方で、街路樹の植栽や多自然型親水護岸の整備など、自然環境に配慮した取組や、建築物の不燃化促進や避難所の整備など、防災面での機能充実については、今後の更なる充実が求められます。

【まちづくりポイント5】 少子長寿社会のふれあいコミュニティづくり

- ・ 各種ソフト事業の実施により、地域活動を支える公民館の活用件数や高齢者のケアを支える市内グループホーム^{*7}等の利用者数は増加傾向にあります。が、高齢者への具体的な生活支援の展開などが課題となっています。
- ・ ハード面でも、街区公園の再整備や街なかの空き家・空き店舗等を活用した新たなふれあい空間の創出などの取組が遅れており、引き続き、多様な活動を促す環境整備が求められます。

【まちづくりポイント6】 市民参加・参画による実践的まちづくり

- ・ 建築協定や緑地協定の締結数、都市計画提案制度の活用件数が増加するなど、住民による主体的なまちづくりに対する機運は、着実な高まりを見せています。今後も、引き続き意識啓発に取り組むとともに、積極的な情報提供を展開していくことが求められます。

【まちづくりポイント7】 市民まちづくり支援体制づくり

- ・ 地域いきいきづくり支援事業補助制度をはじめとするまちづくり助成制度が創設されるなど、住民主体のまちづくり活動に対する支援体制づくりが進められており、引き続き、支援体制やメニューの充実が求められます。

【まちづくりポイント8】 組織づくり・人づくり

- ・ まちづくり担い手講座やまちづくり計画策定担い手支援事業等の啓発事業を通じて、まちづくりNPOをはじめとする新たなまちづくり主体が誕生しており、継続的な育成・支援が求められます。
- ・ このように、前計画については、コンパクトな市街地形成という目標のもとで事業が進められ、市街地の拡大抑制など一定の成果も見られました。しかし、予想を上回る少子高齢化や人口減少の進行などにより、既存市街地の低密度化が進み、本来の目的である「高密度でコンパクトな市街地形成」が十分に達成できていない状況です。そのため、本計画においても、進捗管理が不十分だった前計画の反省も踏まえ、より効果的かつ具体的な施策展開を見据えながら、引き続き、高密度でコンパクトな市街地形成に向けたまちづくりが求められます。